

(別紙2)

秋田市国土強靭化地域計画

起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

目標1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

最悪の事態1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

「耐震性の低い住宅・建築物等が倒壊する」ことを回避するための推進方針

①宅地および住宅・建築物等の耐震化【都市整備部】

- ・活動崩落の可能性がある大規模盛土造成地の場所を特定する変動予測調査を実施し、危険性が高いと判断された箇所について、住民との合意形成のもと、宅地の耐震化を促進する。また、住宅の耐震化推進に向けて普及啓発や耐震診断、耐震改修に対する支援を実施する。
- ・特定建築物（※）の倒壊による被害を防止するため、特定建築物の耐震化推進に向けて所有者等に対して普及啓発や適切な指導を行っていく。

※「特定建築物」

「建築物の耐震化の促進に関する法律」第14条第1号、第2号及び第3号による建築物

- ・危険なブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、安全対策の普及啓発や除却に対する支援を実施する。
- ・狭あい道路の解消および沿道の住宅等の耐震化に向けて、道路情報を整備の上住民へ公開し、周知や適切な指導に努める。
- ・すべての市営住宅について耐震性が確認されているが、入居者が安心・安全に暮らせるよう、適切な維持管理や修繕を行うとともに、「公営住宅等ストック総合改善事業」により、計画的な改善事業を行う。

②公共建築物の耐震化【都市整備部】

- ・公共特定建築物について、利用者の安全確保はもちろん、災害時の拠点機能の確保のため、国交付金の活用等により、計画的に耐震化を進める。
- ・特定建築物以外の公共建築物についても、利用者の安全確保ならびに災害時の機能確保のため、国交付金の活用等により、計画的に耐震化を進める。
- ・公共建築物の利用者の安全確保のため、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井について、国交付金の活用等により、計画的に耐震化を進める。

③学校の改修【教育委員会】

- ・耐震化および天井等の落下防止対策については、平成28年度末で全校施工済みであるが、校舎の老朽化等による危険箇所の改修などを引き続き実施する。

④公共施設（観光施設・体育施設等）の耐震化【観光文化スポーツ部、教育委員会】

- ・公共施設の利用者の安全確保はもちろん、災害時の機能確保のため、早急かつ確実な耐震化を促進する。

⑤社会福祉施設等の耐震化【福祉保健部、子ども未来部】

- ・未耐震施設の状況や施設設置者の改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震化を促進する。

⑥指定文化財・史跡の耐震化【観光文化スポーツ部】

- ・指定文化財・史跡等の見学者の安全を図るため、施設の耐震化や防火設備の整備を推進する。

「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針

⑦都市基盤の整備【建設部、都市整備部】

- ・建築物が密集する市街地等において、地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、街路（都市計画道路）整備や土地区画整理事業等の都市基盤整備を一層推進する。
- ・土地の高度利用を図り災害に強いまちづくりを進めるため、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業等を促進する。

⑧空き家対策【総務部、都市整備部】

- ・所有者による適切な管理が行われていない空き家の倒壊等による被害の拡大を防止するため、所有者等へ「秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金」の制度支援や空き家等の維持管理に関する適切な指導を行う。
- ・災害発生時に倒壊等が懸念される管理不全な空き家の発生を未然に抑制するため、「秋田市空き家所有者等無料相談会」を開催し、所有者への啓発や相談体制等を充実させるとともに、「秋田市空き家バンク制度」の活用による空き家の流通を図りながら、「秋田市空き家定住推進事業」による改修費用の補助を行い、空き家の利活用を推進する。

⑨市営住宅の整備等【都市整備部】

- ・市営住宅の入居者が安心・安全に暮らせるよう、災害にも強い市営住宅を整備する必要があるため、適切な維持管理や修繕を行うとともに、「公営住宅等ストック総合改善事業」により、計画的な改善事業を行う。

⑩災害時に役立つ公園づくり【観光文化スポーツ部、建設部】

- ・地域防災への貢献および来園者の安全確保の観点から、長寿命化計画に基づき老朽化対策等を推進する。
- ・地震時において、避難路や避難場所、延焼遮断帯等の役割を担う都市公園等について、新設整備を進めるほか、園路等のバリアフリー化や既存施設の老朽化対策など、災害時に役立つ公園づくりを推進する。

「家具類の転倒により負傷する」ことを回避するための推進方針

⑪地震に備えた室内安全対策【総務部】

- ・家庭や事業所における室内の安全と避難路を確保するため、家具類の固定などの安全対策について普及啓発を図る。

「火災から逃げ遅れる・負傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

⑫住宅用火災警報器の適正な維持管理【消防本部】

- ・住宅用火災警報器の機能を保持するため、機器の更新を含めた適正な維持管理の啓発を図る。

⑬火災予防の普及啓発【消防本部】

- ・火災発生による被害拡大を防止するため、様々な機会を捉え、火災予防の普及啓発を図る。

⑭火災調査体制の整備【消防本部】

- ・火災に関する情報を提供し、類似火災の防止と被害の軽減を図るため、火災調査体制を整備する。

⑮予防査察業務の強化【消防本部】

- ・防火対象物の火災による人命危険を低減させるため、違反対象物の査察を強化する。

⑯応急手当の普及啓発【消防本部】

- ・救命講習を通じて、市民への応急手当の普及啓発を図る。

⑰通報要領の普及啓発【消防本部】

- ・出前講座により、通報要領に基づく適正な119番通報の普及啓発を図る。

【重要業績指標】目標値**①住宅の耐震化率**

約117,500/136,300戸 86.2% (H30) ⇒ 約121,100/134,600戸 90% (R5)

①特定建築物の耐震化率

1,050/1,132棟 92.8% (H30) ⇒ 1,071/1,139棟 94% (R5)

②公共特定建築物(市)の耐震化率

448/450棟 99.6% (H30) ⇒ 450/450棟 100% (R5)

③小中学校の耐震化率 100% (H28)**⑦空き家定住推進事業を活用し、空き家を利活用した累計件数**

7戸 (H30) ⇒ 100戸 (R5)

⑦都市計画道路（環状道路等）の整備率

100,043/112,100m 89.2% (H30) ⇒ 91.0% (R5)

⑦秋田駅東第三地区土地区画整理事業

- ・道路事業（都市計画道路明田外旭川線外）、住宅地市街地総合整備事業

施行地区内の居住人口 3,450人 (H30) ⇒ 3,450人 (R5)

- ・都市再生区画整理事業

緊急車両進入困難地域の宅地割合の減

6,426m²/10,540m² 61% (H30) ⇒ 3,894m²/10,540m² 37% (R5)

⑦秋田駅西北地区土地区画整理事業

- ・道路事業（都市計画道路千秋山崎線外）

施行地区内の居住人口 1,250人 (H30) ⇒ 1,250人 (R5)

⑧空き家定住推進事業を活用し、空き家を利活用した累計件数

17 戸 (H30) ⇒ 100 戸 (R5)

⑨市営住宅等の建築後 35 年以上経過し、かつ外壁改修後 25 年以上経過している中高層の住棟のうち、外壁等を改修し、安全性の確保や長寿命化を図った割合
0/13 棟 0% (H30) ⇒ 10/13 棟 76.9% (R5)

⑩都市公園のバリアフリー化率 137/206 公園 66.5% (H30) ⇒ 74.2% (R5)

⑪重大違反対象物数 25 件 (H30) ⇒ 0 件 (R5)

⑫救命講習の年間実施回数 165 件 (H30) ⇒ 200 件 (R5)

最悪の事態 1-2 大規模津波による死傷者の発生

「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避するための推進方針

①津波ハザードマップの周知【総務部】

- ・全戸に配布している「秋田市津波ハザードマップ」について、引き続き防災講話等を通じて内容の周知を図るとともに、地域における避難計画の作成を働きかける。

②津波避難計画の周知【総務部】

- ・「秋田市津波避難計画」に示す避難のために必要な津波到達時間や留意事項を、特に避難困難地域への周知を図ることにより、地域の避難計画の作成と避難訓練の実施を促進する。

③津波避難標識の整備【総務部】

- ・津波からの避難を円滑にするため避難標識の整備を推進する。

④津波避難ビルの指定【総務部】

- ・津波から避難するため、緊急的に使用できる津波避難ビルの指定を推進する。

最悪の事態 1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針

①市管理河川の治水対策【建設部】

- ・洪水を安全に流下させるために、河川改修等の治水対策を推進する。

「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針

②洪水ハザードマップの作成および周知【総務部】

- ・改正水防法に基づく想定しうる最大規模の降雨を前提とした「秋田市洪水ハザードマップ」を作成し、浸水地域を中心に周知を図る。

③施設における避難確保計画の作成報告の推進（洪水）【総務部、福祉保健部、子

ども未来部、教育委員会】

- ・避難確保計画の作成が義務化された施設における計画作成および報告の推進を図るため、施設の計画作成を支援する。

④**避難勧告等の判断基準等の策定（水害、高潮災害）【総務部】**

- ・避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（水害、高潮災害）を、国のガイドラインの変更等に合わせて随時見直し、更新する。

⑤**避難情報の周知【総務部】**

- ・災害時に住民にわかりやすく避難情報を伝えるため、平素から避難のしくみや避難のタイミングについて周知する。

⑥**タイムラインの活用【総務部】**

- ・安全に避難することができるようタイムラインを活用する。

⑦**重要水防箇所の巡視強化【総務部】**

- ・平素から大雨時に水害の発生のおそれのある重要水防箇所について、関係機関とともに巡視を強化する。

⑧**水防資器材の整備【総務部】**

- ・水害に備え水防資器材の整備を推進する。

⑨**内水ハザードマップの作成および周知【上下水道局】**

- ・内水ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等について周知する。

⑩**下水道整備による雨水の排除【上下水道局】**

- ・下水道を整備し、雨水を排除する。

【重要業績指標】目標値

③洪水時の避難確保計画の報告率 85／228 施設 37.2% (R1) ⇒ 100% (R3)

⑨都市浸水対策達成率

3,720.9／7,442.0ha 50.0% (H30) ⇒ 3,760.7／7,442.0ha 50.5% (R5)

最悪の事態 1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生

「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

①**土砂災害への対策【建設部、都市整備部】**

- ・急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しながら推進する。
- ・土砂災害から市民の安全を守るため、土砂災害特別警戒区域等の住宅について、「秋田市がけ地近接等危険住宅移転事業」により、安全な場所への住宅の移転等を促進する。

②**土砂災害ハザードマップの作成および周知【総務部】**

- ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成する。

ドマップを作成・周知し、対象区域の住民の警戒避難体制等の確立を図る。

③施設における避難確保計画の作成報告の推進【総務部、福祉保健部、子ども未来部、教育委員会】

- ・避難確保計画の作成が義務化された施設における計画作成および報告の推進を図るため、施設の計画作成を支援する。

④避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害）【総務部】

- ・避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）を、国のガイドラインの変更等に合わせて隨時見直し、更新する。

【重要業績指標】目標値

①土砂災害特別警戒区域等からの移転（単年度の事業戸数）1戸（H30）⇒ 5戸（R3）

③土砂災害に関する避難確保計画の報告率 2／37 施設 5.4%（R1）⇒ 100%（R5）

最悪の事態 1-5 暴風雪および豪雪による死傷者の発生

「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針

①道路除雪等による冬期の交通確保【建設部】

- ・市は、国・県と相互に連携し、それぞれの除雪計画を見直しするなど、冬期の円滑な交通確保に取り組んでおり、今後も、計画的な除雪機械の更新や除雪業者の効率的・効果的な配置等を進め、除雪体制の強化を推進する。
- ・防雪柵等の雪害対策施設の整備を進めており、冬期の安全・安心な交通環境の確保のため、地吹雪の恐れのある箇所への対策施設整備や老朽化した既存施設の更新等を推進する。

【重要業績指標】目標値

①雪寒機械の更新（～R5）

（凍結抑制剤散布車4台、小型ロータリ2台、除雪グレーダ2台）

最悪の事態 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針

①関係機関等による情報共有体制の強化【総務部】

- ・災害時はもとより、平素から関係機関との連絡体制の強化を図る。
- ・「秋田市総合防災訓練」等を通じ、関係機関と情報収集・情報共有体制の強化に努める。

②秋田県総合防災情報システムによる情報伝達体制の維持【総務部】

- ・災害時に「秋田県総合防災情報システム」の確実な運用を図るために、定期的に県と連携し訓練等を実施する。

③秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の維持【総務部】

- ・Jアラートに接続する「秋田県情報集約配信システム」の確実な運用を図るため、定期的に県と連携し訓練等を実施する。

④防災行政無線移動系通信システムの活用【総務部】

- ・災害時に有効な情報伝達手段である防災行政無線を活用するため、実践的な訓練を実施する。

⑤災害対策本部情報システムの活用【総務部】

- ・災害時においてシステムが効果的に機能するよう計画的に更新し、訓練を実施する。

⑥ヘリコプター映像による災害情報の収集【総務部】

- ・国土交通省からヘリコプター映像の提供を受け、迅速に災害の被害状況を収集・共有する。

「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

⑦Jアラートによる情報伝達手段の維持【総務部】

- ・「全国瞬時警報システム」(Jアラート)の自動起動による住民への確実な情報伝達を図るため、定期的な運用試験等により受信・伝達体制を維持する。

⑧避難情報等の伝達手段の整備【総務部】

- ・住民への避難情報の伝達手段として、防災ネットあきたや緊急告知ラジオのほか、大規模災害時における停電等の事態に備え、複数の手段を継続的に整備する。

⑨住民等への災害情報の伝達手段の確保【総務部】

- ・住民等へホームページやツイッター・フェイスブック等のSNSにより災害情報等を提供しており、今後も効果的に情報を提供するため、さらなる伝達手段の確保に努める。

⑩避難情報の周知【総務部】

再掲 1－3⑤

- ・災害時に住民にわかりやすく避難情報を伝えるため、平素から避難のしくみや避難のタイミングについて周知する。

⑪緊急告知ラジオの普及【総務部】

- ・避難情報等を迅速に発信する手段として、町内会や自主防災組織等に緊急告知ラジオを貸与する。

⑫避難勧告等の発令基準等の策定

再掲 1－2②(津波避難計画の周知)【総務部】

- ・「秋田市津波避難計画」に示す避難のために必要な津波到達時間や留意事項を、特に避難困難地域への周知を図ることにより、地域の避難計画の作成と避難訓練の実施を促進する。

再掲 1－3④(避難勧告等の判断基準等の策定(水害、高潮災害))【総務部】

- ・避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（水害、高潮災害）を、国のガイドラインの変更等に合わせて隨時見直し、更新する。

再掲 1－4④（避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害））【総務部】

- ・避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）を、国のガイドラインの変更等に合わせて隨時見直し、更新する。

最悪の事態 1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

①自主防災活動の充実および強化【総務部】

- ・自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成について、引き続き働きかける。

②地域の防災・避難訓練の実施【総務部、消防本部】

- ・地域防災力の強化を図るため、自主防災組織・水防管理団体・ボランティア団体・地域住民等と連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織等は、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営等の訓練を実施する。

③多様な主体が参画する防災訓練の実施【総務部、消防本部】

- ・災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、県、市、防災関係機関および住民等がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を実施する。

④地区防災計画の策定推進【総務部】

- ・地域の住民による地区防災計画の策定を推進する。

⑤防災講話等の実施【総務部】

- ・住民等の防災意識向上を図るため、防災講話等を実施する。

⑥防災啓発DVD等の貸し出し事業の周知【総務部】

- ・地域住民自らの防災意識を高めるため、防災啓発DVD等の貸し出し事業の周知を図る。

⑦マイタイムラインの普及【総務部】

- ・住民が自ら避難行動が行えるように、マイタイムラインの普及啓発を図る。

⑧学校における防災教育の充実【教育委員会】

- ・児童生徒の防災意識を高めるため、地域と連携した防災訓練等を実施する。
- ・防災学習や避難訓練等について理解を深める研修の充実を図る。

「自力で避難できない方が逃げ遅れることで死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

⑨災害時要援護者の個別避難支援プランの作成【福祉保健部】

- ・自力での避難が困難な人の避難支援体制の構築に向け、地域における個別避難

支援プラン作成を支援する。

【重要業績指標】目標値

①自主防災組織率 759／1,021 組織 74.3% (H30) ⇒ 76.6% (R5)

⑧地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合

23／66 校 34.8% (H30) ⇒ 27／66 校 40.0% (R5)

⑨個別避難支援プラン作成数 1,364 件 (R1) ⇒ 2,150 件 (R5)

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

最悪の事態 2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

①共同備蓄物資の計画的な整備【総務部】

- ・県と連携した「共同備蓄品目」整備し、今後は、賞味期限のある食料・飲料水等の計画的な更新を行う。
- ・共同備蓄品以外の必要な物品について、計画的に備蓄する。

②民間事業者との物資調達協定の締結【総務部】

- ・災害時に不足する生活必需品等の確保のため、災害時に民間事業者から物資を調達できる協定の締結等に努める。

「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

③自助による備蓄の促進【総務部】

- ・水・食料等の備蓄について、地域住民や自主防災組織等に対し、最低3日分の備蓄を働きかける。

④避難所備蓄の促進【総務部】

- ・災害発生時の被災者への迅速・確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設への備蓄を進める。

⑤物流事業者との物資輸送等・保管協定の締結【総務部】

- ・災害時に物資の輸送および保管・仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結等に努める。

⑥物資集積拠点の指定【総務部】

- ・大規模災害時に物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行うため、物資集積拠点の指定を行う。

⑦物資応援体制の構築【総務部】

- ・大規模災害時には、備蓄物資や協定締結事業者からの提供物資のほか、国からのプッシュ型支援による大量物資の輸送が想定されるため、これらの支援に対応できるよう受入体制を構築する。

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

「孤立可能性のある地区を把握できない」ことを回避するための推進方針

①孤立するおそれのある地区の現状把握【総務部】

- ・災害による孤立想定地区をあらかじめ地域防災計画に定めるほか、地すべりや雪崩発生危険箇所など、災害危険箇所等を把握する。

「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

②通信手段の確保【総務部】

- ・通信の途絶が想定される地区に、携帯電話等の通信手段をあらかじめ確保する。

「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針

③孤立予防対策

再掲 1－3 ①（市管理河川の治水対策）【建設部】

- ・洪水を安全に流下させるために、河川改修等の治水対策を推進する。

再掲 1－4 ①（土砂災害への対策）【建設部、都市整備部】

- ・急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しながら推進する。
- ・土砂災害から市民の安全を守るために、土砂災害特別警戒区域等の住宅について、「秋田市がけ地近接等危険住宅移転事業」により、安全な場所への住宅の移転等を促進する。

再掲 4－1 ②（道路施設等の防災・老朽化対策）【建設部】

- ・各施設の長寿命化修繕計画に従い、修繕と点検を確実に実施し、施設の健全性を維持していくとともに、緊急時に即時対応可能な体制を整えておく。
- ・災害時の道路交通を確保するため、老朽化が著しい橋梁の架替等を推進する。
- ・災害時の電柱倒壊等による道路閉塞を回避するため、幹線道路等の無電柱化を推進する。

④電力の確保【総務部】

- ・孤立するおそれのある地区に、発電機の配備を進める。

⑤緊急物資の備蓄【総務部】

- ・孤立するおそれのある地区に、飲料水、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を推進する。

【重要業績指標】

- ③無電柱化整備延長 10.6km(H30) ⇒ 12.0km(R5)

最悪の事態 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

「消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

①消防施設の機能維持【消防本部】

- ・消防本部および各消防署所については、全て耐震化および非常用発電機の設置を完了しており、引き続き災害時における消防機能の維持に努める。

②消防施設等における燃料の確保【消防本部】

- ・災害時における石油製品等の供給については、市と秋田県石油商業組合秋田支部において協定を締結しており、燃料の確保に係る協力要請の手続きが円滑に行えるよう努める。

③消防水利の整備（耐震性貯水槽の新設、消火栓の新設、修理、本体更新）

【消防本部】

- ・消防水利の維持管理や適正配置を計画し、災害に強い水利を確保する。

④指令業務の機能維持【消防本部】

- ・通信障害発生時初動対応マニュアルに基づき、指令システムの障害レベルに合わせた訓練を定期的に実施し、訓練後のマニュアル評価と、評価によるマニュアル変更を継続的に行うことにより、災害発生時における指令業務の機能維持を図る。

⑤災害対応資機材および装備品の整備【消防本部】

- ・災害対応に必要な資機材および装備品を計画的に整備し、災害発生時における効率的かつ安全な活動体制を確保する。

⑥感染症対策資機材の整備【消防本部】

- ・感染症への対策資機材を計画的に整備し、感染防止および拡大防止の徹底を図る。

⑦消防団装備の充実強化【消防本部】

- ・消防団の装備の改善や計画的な更新を行い、消防団装備の充実強化を図る。

「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針

⑧消防団への加入促進【消防本部】

- ・費用弁償および年報酬の増額改定ならびに装備品の充実を図るほか、様々な機会を捉えて、消防団の活動を広報し加入促進を図る。

⑨消防団員の技術力の向上【消防本部】

- ・地域防災力の中核を担う消防団員の教育訓練を継続的に実施し、知識、技術の習得や資質向上を図る。

⑩津波災害時の消防団員の安全確保【消防本部】

- ・津波災害時に消防団員の安全確保を図るために策定した「津波災害時の秋田市

消防団活動・安全管理マニュアル」に沿って現場活動を行う。

⑪訓練等による災害救助技術の向上【消防本部】

- ・大規模災害を想定した合同訓練を定期的に実施し、有事の際の連携強化を図る。

⑫救急業務体制の強化【消防本部】

- ・救急業務体制の強化を図るため、予備救急隊の編成を実施するほか、震災時消防活動対策要綱に基づく効率的な救急活動を行う。

⑬活動支援体制の整備【消防本部】

- ・活動隊員の人員交代、食料調達、資機材調達等の支援体制の整備を図る。

⑭緊急消防援助隊の計画的な整備【消防本部】

- ・大規模災害発生時など、現有の消防力では対応困難な場合に備え、平時から「緊急消防援助隊」による全国の消防機関相互の援助体制が構築されており、本市でも災害時の効率的な受入体制を整備する。

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

①帰宅困難者等の対策【総務部、観光文化スポーツ部】

- ・災害時における交通機関ごとの帰宅困難者数を想定し、代替交通機関や一時的な避難スペースの確保などの対応を行う。
- ・秋田駅での帰宅困難者について、東日本旅客鉄道株式会社秋田駅との覚書（平成18年12月）に基づき、緊急連絡網の更新や情報伝達訓練を行うなど、円滑に対応ができるよう準備する。

「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針

②避難所となる学校施設の防災機能の確保【教育委員会】

- ・体育館や校舎等の壁の剥離や天井の雨漏り等を改修するなど、学校施設の防災機能を確保する。

③都市公園における避難場所機能の確保【観光文化スポーツ部、建設部】

- ・広域避難所としての機能を確保していくため、長寿命化に基づく老朽化対策を推進する。
- ・避難場所に指定されている都市公園を中心に、園路等のバリアフリー化や長寿命化計画に基づく既存施設の老朽化対策を推進する。

「指定避難所で生活が困難な方の受入先がない」ことを回避するための推進方針

④福祉避難所の指定【福祉保健部】

- ・災害対策基本法により、要援護者の円滑な利用の確保や良好な生活環境の確保等に対応する施設等の指定を行う。

- ・広報、ホームページ等を通じて周知を図る。

「避難所等において環境不良から疾患者等が発生する」ことを回避するための推進方針

⑤避難所等の環境整備【総務部、市民生活部】

- ・「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針」（内閣府）に基づき、バリアフリー化、男女別トイレ等の確保、食物アレルギー対応などの要配慮者が求める支援を推進する。

「福祉避難所の円滑な開設・運営ができない」ことを回避するための推進方針

⑥福祉避難所開設・運営マニュアルの策定【福祉保健部】

- ・策定済みの「福祉避難所開設・運営マニュアル」を充実させ、スムーズに設置・運営が行えるよう、災害時における要援護者の受入体制の円滑な対応に取り組む。

「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針

⑦避難所以外の場所に滞在する被災者への支援【総務部】

- ・車中やテント泊など、指定された避難所以外の場所に滞在する被災者への支援として、必要とする食料・飲料水等を提供する。

【重要業績指標】

- ③都市公園のバリアフリー化率 137／206公園 66.5% (H30) ⇒ 74.2% (R5)

最悪の事態 2-5 医療施設および関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針

①災害医療に対応する医療機関および医療従事者の調整【保健所】

- ・災害時に速やかに医療機関の情報収集、医療救護班の編成等が行えるよう市医師会等との協議をとおし体制を構築する。

②地域災害医療コーディネーター等の配置【保健所】

- ・市医師会等関係団体と連携し、地域災害医療コーディネーター、地域災害医療連絡調整員を配置する。また、地域災害医療コーディネーター等との意見交換や研修をとおして、災害時を想定した関係機関との連絡調整業務の向上を図る。

【重要業績指標】目標値

- ②地域災害医療コーディネーター等との会議や研修会 2回 (H30) ⇒ 2回 (R5)

最悪の事態 2-6 感染症等の大規模発生

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

①感染症等の発生およびまん延防止のための平時からの予防接種促進【保健所】

- ・避難所における感染症等の発生およびまん延を防止するため、平時からの予防接種の促進に努めるよう市民に周知する。

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設および職員の被災による行政機能の大幅な低下

「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針

①全庁における業務継続体制の強化【全部局】

- ・業務継続計画について、適宜見直しを図り、災害時でも行わなければならない応急業務および優先業務を行うための体制を整備する。

「市有施設等が倒壊する、又は被害により使用できない」ことを回避するための推進方針

②市庁舎および市有施設等の維持管理【総務部、市有施設所管部局】

- ・市庁舎および市有施設等の適切な維持管理を行う。
- ・代替施設について検討し、災害時には速やかに使用できる準備を進める。

③執務環境の整備【総務部、市有施設所管部局】

- ・什器の転倒による混乱や職員の受傷を防止するため、日頃から執務室の整理整頓を心がけ、書類等の落下防止や避難通路スペースの確保に努める。

「市内の大部分が長時間停電する」ことを回避するための推進方針

④停電時の行政機能の確保【総務部、市有施設所管部局】

- ・本庁舎は、商用電源が途絶した場合に備え、複数の発電設備を設置し、5日間業務継続が可能な燃料を常時備蓄しているが、主要な市有施設等も含め「災害時における石油製品等の供給に関する協定書」を活用し、それ以降も業務継続ができる体制を確立する。
- ・主要な市有施設等は、自家発電設備のない施設においても業務を継続する必要があることから、当該設備の設置を検討する。

⑤非常用電源等の確保【総務部、市有施設所管部局】

- ・本庁舎および主要な市有施設等は、停電時において、使用する電源容量を確認しながら、既設のコンセントや照明等を限定して使用する。

目標4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態4-1 地域交通ネットワークが分断する事態

「地域交通ネットワーク等が寸断される」ことを回避するための推進方針

①道路施設等の整備【建設部】

- ・災害時の道路交通ネットワークを確保するため、幹線道路等の整備を推進する。
- ・災害時に安全・安心に通行できる空間を確保するため、生活道路等の整備を推進する。

②道路施設等の防災・老朽化対策【建設部】

- ・各施設の長寿命化修繕計画に従い、修繕と点検を確実に実施し、施設の健全性を維持していくとともに、緊急時に即時対応可能な体制を整えておく。
- ・災害時の道路交通を確保するため、老朽化が著しい橋梁の架替等を推進する。
- ・災害時の電柱倒壊等による道路閉塞を回避するため、幹線道路等の無電柱化を推進する。

③交通事業者の業務継続体制の促進および関係機関等との連携強化【都市整備部】

- ・災害時において、市民や観光客などの移動手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画の策定を促進する。
- ・鉄道不通時の代替機能を確保するため、代替交通手段について関係機関との連携を推進する。

「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

④鉄道施設・設備の強化【東日本旅客鉄道(株)秋田支社】

- ・東日本旅客鉄道(株)秋田支社では、災害に伴う被害が予想される橋梁、盛土、トンネル等の定期的な検査を行い、必要に応じて補強、取り替え等の対策を実施することとしている。また、平時から、災害時を想定した警戒体制の確立、非常参集等の防災訓練の実施、災害時に必要な資機材の整備等に努めている。

【重要業績指標】目標値

①道路整備状況の満足度（秋田市しあわせづくり市民意識調査）

68.7% (R1) ⇒ 69.6% (R5)

②無電柱化整備延長 10.6km (H30) ⇒ 12.0km (R5)

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針

①電力施設・設備の強化【東北電力（株）秋田支店】

- ・東北電力（株）秋田支店では、水害・風害・塩害・雪害・地震等の各自然災害による停電を防止するため、発変電設備、送配電設備、通信設備等に関する技術基準等に適合した設備設計とすることに加え、定期的な巡視・点検など保守業務にも万全を期すこととしている。

「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針

②災害時における石油類燃料の確保【総務部】

- ・秋田県石油商業協同組合秋田支部と「災害時における石油製品等の供給に関する協定」（平成23年6月）を締結しており、災害が発生した場合に、協力を得ることとしている。

「長期にわたりガス供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針

③ガス供給施設・設備の強化【東部瓦斯（株）秋田支社】

- ・東部瓦斯（株）秋田支社では、地震発生時のガス漏れなどの緊急事態に迅速かつ適切な保安措置がとれるよう、24時間365日の緊急出動体制を整えている。また、法令基準等に基づきガス供給設備を整備し、耐震性の高いガス導管の使用などガス供給設備の強靭化に取り組んでいる。

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

①水道施設の耐震化・老朽化対策【上下水道局】

- ・水道施設、管路の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に推進する。

【重要業績指標】目標値

①配水幹線の耐震化率

55,790／80,259m 69.5% (H30) ⇒ 62,585／78,237m 80.0% (R5)

②送水管の耐震化率

50,018／80,711m 62.0% (H30) ⇒ 50,788／80,711m 62.9% (R5)

最悪の事態 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

①下水道施設の耐震化・老朽化対策【上下水道局】

- ・下水道施設、管路の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に推進する。

「農業集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

②農業集落排水施設の老朽化対策【上下水道局】

- ・老朽化した農業集落排水施設を公共下水道への接続や隣接処理区へ統廃合するとともに、残る処理施設については老朽化対策を推進する。

「廃棄物処理施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

③廃棄物処理施設の老朽化対策【環境部】

- ・処理施設整備計画に基づき計画的に老朽化対策を推進する。

【重要業績指標】目標値

①管渠改築達成率 $43.1 / 132.0\text{km}$ 32.7% (H30) $\Rightarrow 73.1 / 177.0\text{km}$ 41.3% (R5)

①ポンプ場・浄化センターにおける耐震工事実施率

$3 / 6$ 施設 50.0% (H30) $\Rightarrow 100\%$ (R5)

③総合環境センター整備計画事業費 (R1～R15)

$127.24 / 3003.47$ 億円 4% (R1) $\Rightarrow 723.43 / 3003.47$ 億円 24% (R5)

最悪の事態 4-5 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

「長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する」ことを回避するための推進方針

①電話施設・設備の強化【東日本電信電話（株）秋田支店】

- ・東日本電信電話（株）秋田支店では、地震・火災・風水害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保および帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話（特設公衆電話）の事前配備を進めている。

②携帯電話設備の信頼性向上【（株）ドコモC S 東北 秋田支店】

- ・（株）ドコモC S 東北 秋田支店では、システムとしての信頼性向上として大ゾーン基地局の設置や、通信設備の耐震補強、中継伝送路の多ルート化および通信設備の二重化など通信網の整備を行っている。また、重要通信の確保のため、防災機関などに対する災害時優先電話制度、効果的なネットワークコントロール及び自治体等への携帯電話や衛星携帯電話の貸出しを行っている。

③災害時用公衆電話の事前配備【総務部】

- ・指定避難所に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の事前配備を行っている。

④災害時優先電話に関する対応【総務部】

- ・自家発電設備によらず使用できる災害時優先電話を主要な災害対応課に配置している。

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

「市内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針

①企業における業務継続計画の策定促進【産業振興部】

- ・市内企業の業務継続計画の策定を促進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めていく。

最悪の事態 5-2 コンビナート等、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

「コンビナート等、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針

①コンビナート防災訓練への参加【総務部】

- ・コンビナート等の施設における防災訓練に関係機関として参加する。

②石油コンビナート防災訓練の実施【消防本部】

- ・石油コンビナート等防災計画に基づき、特定事業所等において石油コンビナート防災訓練を定期的に実施し、事業所との連携強化を図る。

③石油コンビナート災害対応資機材等の整備【消防本部】

- ・石油コンビナート地域における災害発生時に使用する資機材および泡消火薬剤の計画的な整備を図る。

「重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針

④重要な産業施設の防災関連事業への協力【総務部】

- ・重要な産業施設における防災関連事業に関係機関として協力する。

最悪の事態 5-3 商工業等の産業の停滞

「市内の商工業等の産業が停滞する」ことを回避するための推進方針

①商工業における業務継続計画の策定促進【産業振興部】

- ・市内企業の業務継続計画の策定を促進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めていく。

最悪の事態 5-4 農林漁業等における生産活動の停滞

「市内の農林漁業等における生産活動が停滞する」ことを回避するための推進方針

①農業用施設の保全管理【産業振興部】

- ・災害による農業用ハウスへの被害を軽減するために実施する補強、防風ネット設置等の取組を推進する
- ・大規模乾燥調整施設等の管理者に対し、老朽化対策や適切な維持管理を働きかける。

【重要業績指標】目標値

- ①補強等の実施面積 0ha (H30) ⇒ 0.22ha (R5)

目標6 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

「農業用ため池が決壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

①農業用ため池ハザードマップの作成および周知【産業振興部】

- ・防災重点ため池（下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、県、ため池管理者と連携しながらハザードマップを作成し、地域住民に周知を図る。

②農業用ため池の保全管理【産業振興部】

- ・老朽ため池については、県、ため池管理者と連携の上、補修、補強等を進めていく。

「ダム放流による浸水被害が発生する」ことを回避するための推進方針

③県有ダム施設における放流情報の確認【総務部、市民生活部】

- ・大雨時にダム管理事務所（旭川、岩見ダム）からの放流情報を確認し、対象となる市民サービスセンター等に情報伝達を行い、必要に応じて住民への周知を行う。

【重要業績指標】目標値

- ①防災重点ため池ハザードマップ作成数 0 カ所(H30) ⇒ 146 カ所(R2)

最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針

①農業・農村の多面的機能の確保【産業振興部】

- ・農業・農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を促進していく。

②農業水利施設の保全管理【産業振興部】

- ・基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路等）の計画的な保全を図るため、詳細な診断をするものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、施設の長寿命化対策を進めていく。

③森林整備に向けた計画的森林施業の推進【産業振興部】

- ・土砂崩れ、土砂の流出等の山地災害や、飛砂、潮害等の気象災害を防ぐため、間伐・植栽等の森林施業を計画的に推進していく。

④治山対策【産業振興部】

- ・集中豪雨等の発生頻度の増加により山地災害の発生リスクが高まっており、山地災害危険地区の周知に加え、土砂崩れなどによる人家等への災害を防止する

局所的な治山対策を行う。

【重要業績指標】目標値

- ①日本型直接支払実施面積（中山間地域等直接支払）23ha(H30) ⇒ 29ha(R5)
- ②日本型直接支払実施面積（多面的機能支払）5,307ha(H30) ⇒ 5,360ha(R5)
- ③雄物川地域森林計画書で定める間伐等の森林整備面積 8,359ha

目標7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に復旧・復興できる条件を整備する

最悪の事態7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針

①災害廃棄物処理等の処理体制の構築・整備【環境部】

- ・秋田市災害廃棄物処理計画（平成30年10月）を策定し、災害廃棄物処理等の処理体制を構築・整備したところであり、災害時には、市民、事業者の協力を得ながら同計画に従って災害廃棄物等の円滑な処理を推進する。
- ・津波の影響が想定される汚泥再生処理センターについては、津波の影響を受けずに稼働が可能な内陸部の施設等に対して、協力支援を要請できるよう屎処理に関する協定等を締結する。

最悪の事態7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針

①災害時の建設業との連携【総務部、産業振興部、建設部、都市整備部】

- ・建設関係団体と災害時における協力体制の構築しており、引き続き、連携を図っていく。

②建設業の担い手の確保・育成【一般社団法人秋田市建設業協会】

- ・若年者など新規就業者の定着に向け、労働環境の改善・整備および経営基盤の強化を図り、建設業の魅力を周知することで担い手の確保等に努める。

「災害ボランティアの受け入れが滞る」ことを回避するための推進方針

③災害ボランティアセンターの設置・運営への支援【福祉保健部】

- ・市社会福祉協議会が市と協議し、関係各機関と連携を図り、災害ボランティアセンターを開設する。
- ・市が現地調査した被災世帯の情報提供や市ホームページ等でボランティア募集を周知する。

「災害ボランティアセンターの運営に支障が生じる」ことを回避するための推進方針

④災害ボランティアセンターとの連携【福祉保健部】

- ・秋田市社会福祉協議会をはじめとするボランティア関係機関と定期的に情報共有し、災害ボランティアセンターに係る連携の強化に努める。

最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針

①地域の自治活動への支援【総務部、市民生活部、福祉保健部、消防本部】

- ・災害時においても地域の自治活動を持続させる必要があることから、平素から地域コミュニティの活性化を図るよう支援する。

②農村地域の廃校等を活用した交流施設の整備【産業振興部】

- ・地域コミュニティを維持できるよう、旧上新城中学校校舎を活用し新設した「農山村地域活性化センター（さとぴあ）」の機能強化を図るなど、交流施設の整備を進めていく。

③自主防災組織の結成促進

再掲 1-7 ①【総務部】

- ・自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成を働きかける。
- ・自主防災組織数の拡大と併せて、活動の充実および強化を図る。

④消防団への加入促進

再掲 2-3 ⑧【消防本部】

- ・費用弁償および年報酬の増額改定ならびに装備品の充実を図るほか、様々な機会を捉えて、消防団の活動を広報し加入促進を図る。

「除雪を行う者が減少し、都市機能に支障が生じる」ことを回避するための推進方針

⑤除雪ボランティアの登録の促進【福祉保健部】

- ・秋田市ボランティアセンターへのボランティア登録者を増やし、活動を充実するため、広報活動等を強化し除雪ボランティアの登録の促進を図る。

【重要業績指標】目標値

③自主防災組織率 759／1,021 組織 74.3% (H30) ⇒ 76.6% (R5)